

混ぜれば「ごみ」 分ければ「資源」 ♻️

令和8年4月から プラスチックの 分け方・出し方が変わります!

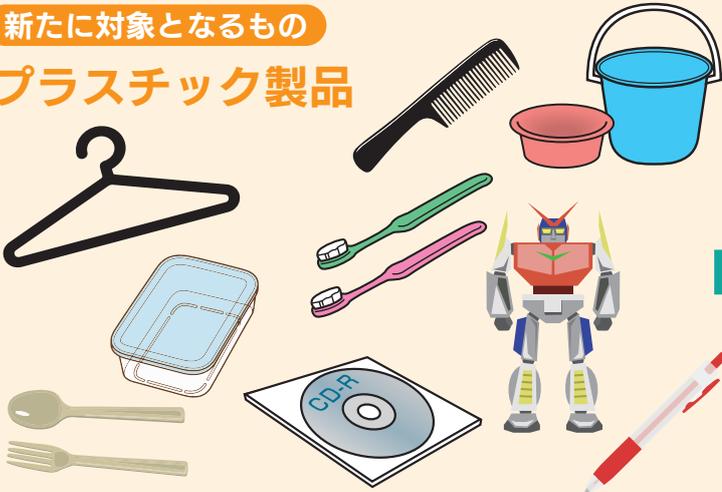
対象となるプラスチック資源

プラスチック製容器包装 (プラマークが目印のもの)



新たに対象となるもの

プラスチック製品



全てがプラスチック製品であり、一辺の長さが50cm以内の製品。あるいは、50cm以内に分解、裁断してあるもの。

※汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」へ

一括回収

一つの袋にまとめて
毎月2回 資源1の日に
「プラスチック製容器包装」
のカゴに入れてください



出し方注意

- ・文房具は、芯などプラスチック以外のものは抜いてください。
 - ・プラスチック素材と他素材の複合製品は、他素材を取り外し、プラスチックだけにしてください。
- 詳しくは「心得手帳」をご確認ください。

一括回収できないもの



- ・最長辺 50cm を超える製品
 - ・金属が付属している製品
 - ・ナイフやかみそり、使用済小型家電等の危険物
- 詳しくは「心得手帳」をご確認ください。